

宇治市市税条例の一部改正の概要について

1. 個人住民税関係

- (1) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除（長期譲渡所得から 100 万円控除）について、適用期限（現行令和 5 年度課税まで）を 3 年延長する規定の整備。（公布日施行）
- (2) 優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（市民税・通常税率 3%→特例税率 2.4%）について、適用期限（現行令和 5 年度課税まで）を 3 年延長する規定の整備。（公布日施行）
- (3) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例（売却価額が 100 万円未満の肉用牛の売却所得に対する住民税免除）の適用期限（現行令和 6 年度課税まで）を 3 年延長する規定の整備。（公布日施行）

2. 固定資産税関係

- (1) マンション適正化推進法に基づく管理計画認定を取得したマンション等が一定の要件を満たし、長寿命化に資する大規模修繕工事を令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に行った場合において、当該マンション（家屋）について工事が完了した翌年度分の減額される固定資産税の割合を 1/3 とするとともに、同規定の適用を受けようとするものがすべき申告に関する規定の整備。（公布日施行）

3. 軽自動車税関係

- (1) 特定小型原動機付自転車の車両区分の創設
改正道路交通法において、現行の原動機付自転車から区分して新たに特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）が創設されることに伴う規定の整備。（令和 5 年 7 月 1 日施行）
- (2) 自動車メーカーの不正行為に関する再発防止策の強化
自動車メーカーの不正行為により生じた軽自動車税環境性能割等の納付不足額の納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合（現行 10%）を 35%に引き上げることに伴う規定の整備。（令和 6 年 1 月 1 日施行）

4. その他

- (1) 森林環境税の創設
平成 31 年度税制改正により、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から国税として森林環境税が創設され、令和 6 年度より個人住民税均等割に併せて年額 1,000 円を徴収することとされたが、徴収開始に伴う規定の整備。（令和 6 年 1 月 1 日施行）
- (2) その他文言修正等